姫路市難病患者等災害時非常用電源装置購入費助成事業実施要綱 (目的)

- 第1条 この要綱は、人工呼吸器や酸素濃縮器など電気式の医療機器を常時使用する 在宅の難病患者等(以下「難病患者等」という。)に対し、災害時非常用電源装置 (以下「用品」という。)の購入に係る費用の全部又は一部について助成すること により、災害時における難病患者等の支援体制の拡充を図ることを目的とする。 (助成の対象者)
- 第2条 本事業の対象者は、姫路市の住民基本台帳に住民登録があり、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)に定める疾患に罹患し、同法第7条第4項に規定する医療受給者証を所持する者又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2に定める疾病に罹患し、同法第19条の3第7項に規定する医療受給者証を所持する者で、次の各号のいずれかに該当することを要件とする。
 - (1) 人工呼吸器、酸素濃縮器又は電気式たん吸引器のいずれかを常時使用する者
 - (2) その他市長が認める者
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成の対象としない。
 - (1) 姫路市障害福祉地域生活支援事業の実施に関する要綱(平成18年9月29日制定)第24条の規定により日常生活用具(人工呼吸器用非常電源装置に係るものに限る。)を支給されている者
 - (2) 医療機関等に入院中の者
 - (3) 障害者施設等に入所中の者
 - (4) 睡眠時無呼吸症候群等による C P A P (持続陽圧呼吸療法) を受けている者 (助成の対象となる用品の種目等)
- 第3条 助成の対象となる用品は、新たに購入されるものとし、種目、性能の要件及 び助成基準額は、別表第1にそれぞれ掲げるとおりとする。

(助成回数)

第4条 助成の対象となる用品の購入は、別表第1に掲げる種目の中から対象者1人

につき、1種類かつ1製品のみとする。

2 本事業による助成を受けた者は、用品を購入した日から別表第1に規定する耐用 年数を経過しない間は、新たに本事業による助成を受けることができない。

(費用負担)

第5条 助成の対象者は、別表第2の区分により、用品の助成に要する費用の一部(以下「自己負担額」という。)を負担するものとする。この場合において、助成の対象となる用品の購入に係る費用が別表第1に掲げる助成基準額を上回るときは、助成の対象者は、自己負担額に加え、購入に要する費用と助成基準額の差額を負担するものとする。

(助成の申請)

- 第6条 助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、用品の購入を行う 前に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。
 - (1) 姬路市難病患者等災害時非常用電源装置購入費助成申請書(様式第1号)
 - (2) 第2条第1項に規定する医療受給者証の写し
 - (3) 電気式医療機器を使用していることの証明・意見書(姫路市難病患者等災害時 非常用電源装置購入費助成事業申請用) (様式第2号)
 - (4) 姬路市難病患者等災害時非常用電源装置購入費助成見積書(様式第3号)
 - (5) 非保護世帯証明書又は非課税証明書(該当者のみ) (助成の決定)
- 第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付の 可否を決定するものとする。
- 2 市長は、前項の審査の結果、助成金を交付することを決定したときは、申請者に対し、姫路市難病患者等災害時非常用電源装置購入費助成決定通知書(様式第4号)により通知するとともに、姫路市難病患者等災害時非常用電源装置購入費助成券(様式第5号。以下「助成券」という。)を交付するものとし、却下することを決定したときは、姫路市難病患者等災害時非常用電源装置購入費助成却下決定通知書(様式第6号)を交付するものとする。

(決定内容の変更)

- 第8条 前条第2項の規定により助成金の交付決定を受けた者が、当該決定内容の一部を変更する場合は、市長に姫路市難病患者等災害時非常用電源装置購入費助成変更申請書(様式第7号)に第6条第4号に規定する書類を添えて提出しなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、速やかに変更承認の可否を決定し、姫路市難病患者等災害時非常用電源装置購入費助成変更承認(不承認)通知書(様式第8号)により通知するものとする。
- 3 前条第2項の規定により助成金の交付の決定を受けた者が、当該決定内容に係る 用品の購入を中止しようとするときは、市長に姫路市難病患者等災害時非常用電源 装置購入費助成申請取下書(様式第9号)を提出しなければならない。

(助成金の請求)

- 第9条 助成金の交付の決定を受けた者は、用品の購入後、次に掲げる書類を添えて 、市長に助成金を請求するものとする。
 - (1) 姬路市難病患者等災害時非常用電源装置購入費助成金交付請求書(様式第10号)
 - (2) 助成券
 - (3) 業者が発行した用品の購入に要した費用に係る領収書
- 2 市長は、前項の規定による請求について、内容を審査した上、適正と認めたときは、前項の規定による請求を受けた日から30日以内に助成金を交付するものとする。

(事業者による助成金の請求)

- 第10条 前条の規定にかかわらず、難病患者等が助成金の請求及び受領に係る権限 を事業者に委任したときは、当該事業者が当該難病患者等に代わって助成金の請求 及び受領を行うことができる。
- 2 前項の規定により難病患者等に代わり助成金の請求及び受領を行う事業者は、助成券に記載された難病患者等の自己負担額を徴収の上で用品の引渡しを行い、当該難病患者等の受領の確認がなされた助成券及び姫路市難病患者等災害時非常用電源装置購入費助成金交付請求書兼委任状(様式第11号)の引渡しを受けなければな

らない。

- 3 前項の事業者が第1項の規定により助成金を請求するときは、前項の規定により 引渡しを受けた助成券及び姫路市難病患者等災害時非常用電源装置購入費助成金交 付請求書兼委任状を添付して市長に請求するものとする。
- 4 市長は、前項の規定による請求について、内容を審査した上、適正と認めたときは、事業者に対し、前項の規定による請求を受けた日から30日以内に助成金を支払うものとする。
- 5 前項の規定による支払があったときは、難病患者等に対して助成金の交付があったものとみなす。

(用品の管理)

第11条 難病患者等は、助成を受けて購入した用品を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

- 第12条 市長は、助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は 、当該助成に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。
 - (1) 前条の規定に違反した場合
 - (2) 助成決定内容と異なる用品を購入し、助成金の交付を受けた場合
 - (3) 偽りその他の不正の手段により助成金の交付を受けた場合 (助成台帳の整備)
- 第13条 市長は、用品の助成の状況を明確にするため、難病患者等災害時非常用電源装置購入費助成申請決定台帳を整備するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年 4月 1日から施行する。

別表第1 (第3条、第4条関係)

用品の種目、性能要件及び助成基準額

種目	性能要件	助成基準額	耐 用
正弦波インバーター	難病患者等又はその介護者が容易に 使用可能であり、ガソリン、ガスボ	1 0 0 , 0	1 0
発電機	ンべ等で作動する正弦波インバーター発電機で、定格出力が850VA	0 0 円	年
	以上のもの		
ポータブル電源	難病患者等又はその介護者が容易に 使用及び運搬が可能であり、蓄電機	5 0 , 0 0	5 年
(蓄電池)	能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が300W以上のも	0 円	
D C / A C インバータ	難病患者等又はその介護者が容易に 使用可能であり、自動車用バッテリ	5 0 , 0 0	5 年
<u> </u>	一等の直流電源を正弦波交流電源に	0 円	
(カーインバーター)	変換する装置で、定格出力が300 W以上のもの		

備考

- 1 疑似正弦波(矩形波、修正正弦波)の製品は、助成の対象外となる。
- 2 特に、海外製品の場合には、次のことを確認すること。
 - (1) 日本語の取扱説明書が添付されていること。
 - (2) 電気用品安全法(昭和36年法律第234号)の適合検査に適合した製品(PSEマークが付いているものに限る。)であること。
- 3 ガソリン、カセットガスボンベ、エンジンオイル等の購入、点検・整備に係る費 用等用品の維持に要する経費は、助成の対象外となる。
- 4 直接、医療機器に繋げて使用すると故障する可能性があるため、必ず、外付けの 専用バッテリーに充電してから使用するなど対策を講じること。

特に、ポータブル電源(蓄電池)、DC/ACインバーター(カーインバーター)については、市販されている製品のほとんどが、精密医療機器に使用した場合の動作保証を行っていないため注意すること。

別表第2(第5条関係)

費用徴収基準

所得区分	自己負担額
一般世帯(当該年度分の市町村民税	
課税世帯)	助成基準額の1割
生活保護法による非保護世帯及び当	
該年度分の市町村民税非課税世帯	0 円

備考

- 1 この表において「市町村民税」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税をいう。
- 2 この表において「世帯」とは、難病患者等が属する住民基本台帳上の世帯をいう。
- 3 自己負担額を算出するに当たり、助成基準額に1割を乗じた後に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。